

議案第100号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
案

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第14条の4まで及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。</p>	<p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第14条の4まで並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）附則第3条及び第4条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）附則第2条（設備運営基準に係る部分に限る。）並びに児童福</p>

[(1)~(8) 略]

(9) 児童発達支援センター 設備運営基準第62条から第67条まで並びに平成24年改正省令附則第4条及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）附則第7条から第10条まで

[削る]

(10)~(12) [略]

(13) 里親支援センター 設備運営基準第88条の5から第88条の10まで

(電磁的記録)

第5条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（設備運営基準第88条の11に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）附則第2条並びに次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

[(1)~(8) 同左]

(9) 福祉型児童発達支援センター 設備運営基準第62条から第67条まで及び平成24年改正省令附則第4条

(10) 医療型児童発達支援センター 設備運営基準第68条から第71条まで

(11)~(13) [同左]

[新設]

(電磁的記録)

第5条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（設備運営基準第88条の5に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。